

役員退職慰労金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本経済研究センター（以下「本法人」という）の役員
の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤の役員（以下「役員」という。）に適用する。

- 2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。
- 3 次の各号に一に該当するときは、退職慰労金を減額又は支給しないことができる。
 - 一 退職にあたり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本法人の業務運営に重大な支障をきたしたとき。
 - 二 退職にあたり、本法人の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得た本法人の機密を漏らし、本法人に損害を与えたとき。
 - 三 定款の規程に基づき、役員を解任されたとき
 - 四 その他各号に準ずる行為があり、総会において減額ないし不支給を適当と認めたとき。

(支給基準)

第3条 退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。

- 2 本法人の就業規則に基づく職員の退職金算出方法に準じ、就任後、退任までに支払った基本給の総額の1割とする。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職年数は、1ヵ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。

(退職慰労金の支払)

第5条 この規則による退職慰労金は、完全に引き継ぎ事務が完了し、かつ、本法人に対し債務のある場合は、その債務を完済した者に対し、以後2ヵ月以内に支払うことを原則とする。

(協議事項)

第6条 この規則に定めのない事項については、理事会において協議し、総会の議決を経て決定する。

附 則

この規則は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。